

環境 NEWS (第37回)



全日本サーフキャスティング連盟本部 環境部

前は“漁船登録番号”についてのお話でしたが、似たような番号付けに“漁港番号”がありますので、これについてもお話ししたいと思います。

ちなみに、管轄が水産庁の場合が『漁港』、管轄が国土交通省の場合が『港湾』となるようで、用途による違いでは無いそうです。

今回は、本題である環境問題に戻りたいと思います。

漁港番号は7桁で表示されます

都道府県コード(2桁)+漁港種別コード(1桁)+個別コード(4桁)

<例> 島根県浜田漁港：3530010 (特定第3種漁港)



都道府県番号

北海道:11 青森県:12 岩手県:13 宮城県:14 秋田県:15 山形県:16 福島県:17
 茨城県:18 千葉県:19 東京都:20 神奈川県:21 新潟県:22 富山県:23 石川県:24
 福井県:25 静岡県:26 愛知県:27 三重県:28 滋賀県:29 京都府:30 大阪府:31
 兵庫県:32 和歌山県:33 鳥取県:34 島根県:35 岡山県:36 広島県:37 山口県:38
 徳島県:39 香川県:40 愛媛県:41 高知県:42 福岡県:43 佐賀県:44 長崎県:45
 熊本県:46 大分県:47 宮崎県:48 鹿児島県:49 沖縄県:50

海の無い内陸の県には漁港番号はありませんが、琵琶湖を有する滋賀県には漁港番号があります。

指定漁港数一覧表

令和7年4月1日現在

漁港種類	計	都道府県								管理者別	
		本 土	北海道	離 島	沖 縄	奄 美	小笠原	都道府県	市町村		
第 1 種	2,035	1,443 (うち半島:588)	165	342 (うち北海道:17)	72	30	0	273	1,762		
第 2 種	524	402 (154)	38	78 (1)	7	0	331	193			
第 3 種	101	76 (28)	18	7 (1)	1	0	96	5			
特定第3種	13	13 (1)	0	0 (0)	0	0	12	1			
第 4 種	99	30 (20)	20	38 (3)	7	5	99	0			
合 計	2,772	1,964 (791)	241	465 (22)	87	35	811	1,961			

(注) 第1種漁港 その利用範囲が地元の漁業を主とするもの
 第2種漁港 その利用範囲が第1種漁港よりも広く、第3種漁港に属しないもの
 第3種漁港 その利用範囲が全国的なもの
 特定第3種漁港 第3種漁港のうち水産業の振興上特に重要な漁港で政令で定めるもの
 第4種漁港 離島その他辺地において漁場の開発又は漁船の避難上特に必要なもの

特定第3種漁港: 八戸・気仙沼・石巻・塩釜・銚子・三崎・焼津・境・浜田・下関・博多・長崎・枕崎
 漁港数の合計 (2,772) は、北海道地域の漁港数(241)が離島漁港数(22)を含んだ数となっているため、内訳の合計値と一致しない。

水産庁